事業系一般廃棄物の
減量・リサイクルの手引き

平成３１年（２０１９）年4月

山 形 市

目 次

はじめに … P１
1 ごみ処理の現状と課題 … P２
ごみ排出量の推移 … P２
事業系ごみの課題 … P２
2 廃棄物の区分と事業者の責務 … P３
廃棄物の体系図 … P３
事業系一般廃棄物と産業廃棄物 … P３
事業者の責務 … P５
法令の遵守 … P５
3 事業系廃棄物の減量とリサイクル … P6
ごみ減量・リサイクルのメリット … P6
事業所内でできる3R … P6
4 事業系廃棄物の処理方法 … P10
処理フロー … P10
リサイクルできる廃棄物の処理 … P11
リサイクルできない事業系一般廃棄物の処理 … P13
5 大規模事業所のみなさまへ … P15
「事業系廃棄物管理責任者」の選任と
「事業系廃棄物減量等計画書」の提出について … P15

はじめに

山形市では、平成２７年度にこれまでの経営計画を見直し、新たに「山形市発展計画」を策定しました。
政策の１つである「山形の自然を活かした環境にやさしいまちづくり」を実現すべく、市民・事業者との連携によるごみ減量と適正な廃棄物処理体制の充実により循環型社会の形成を目指しておるところです。
この政策を具体化すべく、平成 24 年度に策定した「山形市ごみ処理基本計画」の見直しを行い、改めて平成 29 年度に「山形市一般廃棄物処理基本計画（※）」を策定し、具体的な各施策及び目標値を設定して現在、ごみ減量とリサイクルの推進に取り組んでいるところです。

本書は、事業所内で発生するごみの処理方法、減量・リサイクルを行う際の事例など、事業所のみなさま向けの手引きとして作成しました。
事業所のみなさまが、それぞれの事業活動にあわせたごみ減量とリサイクルの実践をいただく際にご活用いただければ幸いです。

※　「山形市一般廃棄物処理基本計画」より抜粋

（第３章　ごみ処理基本計画）　で掲げた４つの目標

目　標	平成28（2016）年度 計画策定時		平成34（2022）年度 中間目標		平成39（2027）年度 目標
1　市民一人一日あたりの家庭系ごみの排出量の削減	565ｇ/人・日	⇒	550ｇ/人・日 平成28年度から約2.5%削減	⇒	536ｇ/人・日 平成28年度から約5%削減
2　事業系ごみの排出量の削減	**年間 24,498 t**	⇒	**年間 22,500 t** 平成28年度から約8%削減	⇒	**年間 20,500 t** 平成28年度から約16%削減
3　山形市リサイクル指標の向上	24.1%	⇒	27% 平成28年度から約3ﾎﾟｲﾝﾄ向上	⇒	29% 平成28年度から約5ﾎﾟｲﾝﾄ向上
4　最終処分量の削減	年間 10,617 t	⇒	年間 4,550 t 平成28年度から約57%削減	⇒	年間 4,090 t 平成28年度から約61%削減

※「山形市一般廃棄物処理基本計画」は、山形市のホームページからダウンロードすることができます。
トップページ ＞ 市政情報 ＞ 市の計画 ＞ 「ごみ・環境」に関わる計画 ＞ 山形市一般廃棄物処理基本計画

1　ごみ処理の現状と課題

ごみ排出量の推移

山形市の１年間（平成 29 年度）のごみの排出量は、「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」別に比較してみると、家庭系ごみが 51,919ｔ（全体の約６７%）、事業系ごみが 25,005ｔ（全体の約３３%）となっています。

また、それぞれの排出量の推移を見てみると、家庭系ごみは平成 22 年の有料化以降リバウンドもなく順調にに減少している一方で、事業系ごみは、近年高止まりの状況が続いていることがわかります。

家庭系ごみ・事業系ごみの排出量の推移

【家庭系ごみ】

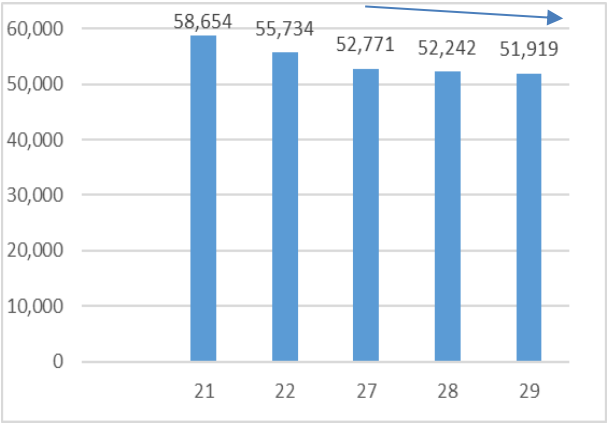

【事業系ごみ】

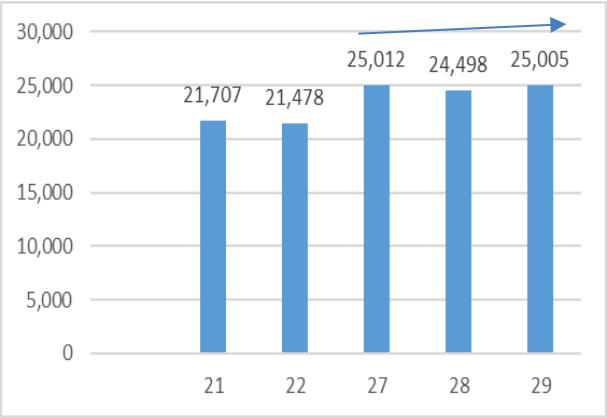

事業系ごみの課題

事業系ごみについては、紙類が多く排出されると考えられる事務系の事業所をサンプルに平成 28 年度に行ったもやせるごみの組成調査結果では、削減可能なごみが３割近く混入していたことから、リサイクルにかかるネットワークの取り組みの活用を促すとともに、ごみの受入現場における実態調査等を通して分別の徹底を図っていく必要があります。

区分				割合（%）	容量（%）
削減可能ごみ	リサイクル可能ごみ	紙類		24.96	14.39
			雑がみ	19.41	11.88
			新聞紙・チラシ	1.04	1.55
			書籍・雑誌類	3.39	0.09
			紙パック	0.20	0.09
			段ボール	0.92	0.78
		布類		0.04	0.09
		食品トレー		0.92	1.89
		小計（A）		25.92	16.37
	削減誘導ごみ	レジ袋		1.32	5.34
		割り箸		0.52	0.09
		小計（B）		1.84	5.43
	中計（A+B）			27.76	21.80
ごみ	生ごみ			0.52	0.09
	リサイクル不可紙類			54.08	37.46
	プラスチック類			13.22	28.08
	その他			4.42	12.57
	中計			72.24	78.20
合計				100.00	100.00

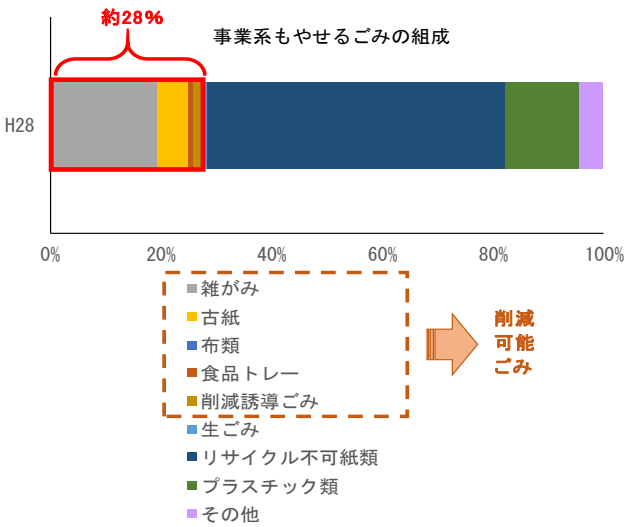

注1.　古紙類の内訳：新聞・チラシ、書籍・雑誌、紙パック、段ボール
注2.　削減誘導ごみの内訳：レジ袋、割り箸

2　廃棄物の区分と事業者の責務

廃棄物の体系図

－　廃棄物とは？　－

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」といいます。）では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの」と定義しています。

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分され、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、20 種類が指定されています。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいいますが、さらに、一般家庭の日常生活に伴って出る「家庭系一般廃棄物」と、事業活動に伴って生じた廃棄物である「事業系一般廃棄物」に分けることができます。

本書では、主に「事業系一般廃棄物」の減量・リサイクルの進め方について記載していきます。

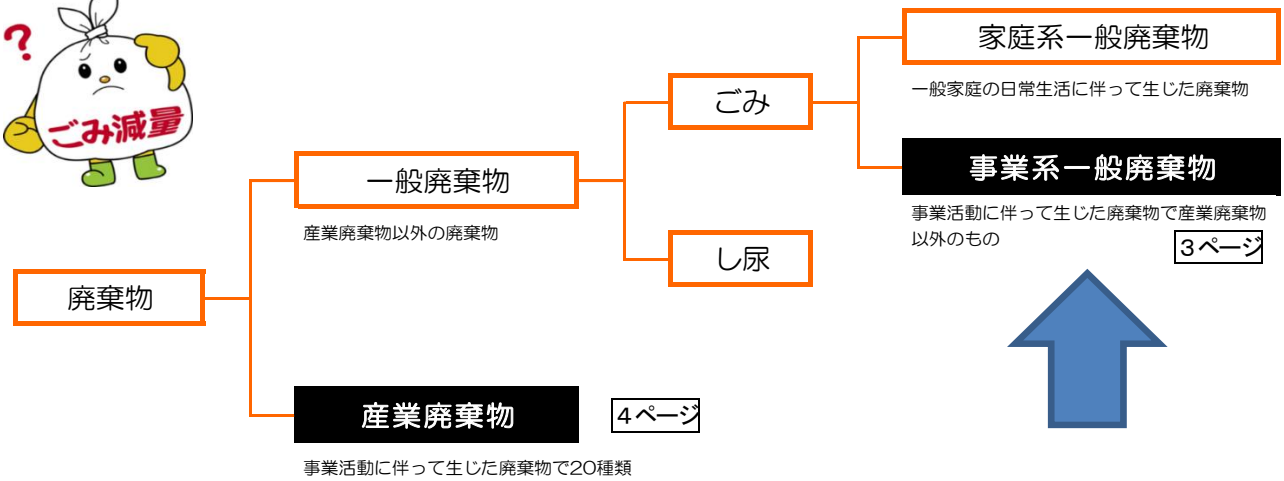

事業系一般廃棄物と産業廃棄物

1　事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、事務所や店舗等から出る紙類、厨芥類（茶殻、スーパーや飲食店から出る調理くず、食べ残し等）などで、産業廃棄物（4 ページ参照）以外が該当します。

種　　類		例：主なもの
新聞紙		新聞紙、折込チラシ
段ボール		段ボール　※ 厚紙等はリサイクル出来る紙類へ
雑　誌		書籍全般、単行本、週刊誌、漫画本　等
上記以外の紙類	リサイクル出来るもの	コピー用紙、シュレッダー処理後の紙、ポスター、封筒、パンフレット　等
	リサイクル出来ないもの	カーボン紙、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、付箋紙、圧着ハガキ（コーティングされた紙）　等
厨芥類		事務所等で出た茶殻、店舗等で出た調理くずや売れ残りの食品、飲食店での食べ残し　等

２　産業廃棄物

産業廃棄物には、業種に関係なく事業活動に伴い事業所から排出されると産業廃棄物に該当する12種類と、業種限定で特定の事業活動に伴って排出されると産業廃棄物に該当する７種類があります。このほか、これら19種類の産業廃棄物を処分するために処理したものを加え、全20種類に分類されます。

種類			具体例及び業種限定の内容
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却殻さ
	2	汚泥	水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥など
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、 溶剤、タールピッチなど
	4	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む） 等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、 インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、 セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず　など
	10	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	11	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片その他これに類する不要物
	12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	(1)建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る） (2)パルプ、紙または紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）に係るもの (3)出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの (4)製本業及び印刷物加工業に係るもの
	14	木くず	(1)建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る） (2)木材または木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの (3)パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの (4)物品賃貸業に係るもの (5)貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積み付けのために使用した梱包用の木材を含む。）
	15	繊維くず	(1)建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る） (2)繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類）
	16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、または解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体
	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

※ごみイラスト出典：経済産業省 3R 政策ホームページ

事業者の責務

事業系廃棄物（産業廃棄物・事業系一般廃棄物）は、排出した事業者自ら処理する責任があります。これは、「排出事業者責任」と呼ばれるもので、廃棄物処理法では、事業者の責務として以下のとおり排出事業者の自己処理責任の原則を定めています。

～　廃棄物処理法　第３条より　～

事業者は、

1　その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2　その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。

3　物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

法令の遵守

廃棄物処理法では、排出事業者に対する規定を多く定めています。これらが守られない場合は、刑罰が科せられる場合がありますので、法令を遵守してください。

廃棄物処理法における主な罰則

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">違反行為</th><th>罰則</th><th>根拠条例</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">廃棄物の処理を無許可業者に委託した</td><td rowspan="4">5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または併科</td><td>第25条第1項第6号</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">廃棄物の不正輸出をした（未遂も含む）</td><td>第25条第1項第12号
第25条第2項</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">廃棄物を不法投棄した（未遂も含む）</td><td>第25条第1項第14号
第25条第2項</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">処理基準に違反して廃棄物を焼却した（未遂も含む）</td><td>第25条第1項第15号
第25条第2項</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">産業廃棄物の処理を委託するとき書面による契約をしていない</td><td>3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金または併科</td><td>第26条第1号</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">産業廃棄物の処理を委託するときマニフェストを使用しなかった、または虚偽の記載をした</td><td rowspan="2">6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金</td><td>第29条第3号</td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="2">マニフェストを5年間保存していない</td><td>第29条第7号</td></tr>
<tr><td>8</td><td rowspan="2">法人の業務に関して違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人も罰せられる場合があります。</td><td>上記2、3、4の違反行為</td><td>3億円以下の罰金</td><td>第32条第1項第1号</td></tr>
<tr><td>9</td><td>上記1、5、6、7の違反行為</td><td>1、5、6、7記載の罰金</td><td>第32条第1項第2号</td></tr>
</table>

3　事業系廃棄物の減量とリサイクル

ごみ減量・リサイクルのメリット

ごみの減量・リサイクルを進めることは、環境にやさしい暮らしづくりの実現につながることはもちろんですが、事業所自体にも大きなメリットがあります。

1　企業のイメージアップ

地球環境問題に関心が高まっている今、事業所全体でごみ減量やリサイクルに取り組むことは、CSR 活動の一部となり、環境に配慮している企業というイメージアップとなり、企業価値の増大につながります。

※　CSR 活動　…　企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動

2　コストの削減・効率化

設備や事務用品などの無駄を減らすことで経費の節約が図られるとともに、ごみ処理に係るコストが削減できます。また、有価物の売却収益の拡大も図ることができます。

3　従業員の意識改革

ごみを出さない職場・製品づくりを目指すことは、品質管理の向上、製造工程や組織の合理化にもつながり、従業員一人ひとりの意識啓発にもなります。

事業所内でできる３Ｒ

効果的に廃棄物の排出量を減らすには、事業所全体で「３Ｒ」（スリーアール）に取り組むことが効果的です。３Ｒとは、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードで、リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字である３つのＲのことをいいます。

リデュース

ごみの減量を進めるには、発生量をできるだけ少なくすることが、最も効果的です。毎日の事業活動の中でごみを発生させないことに心がけましょう。

【　リデュースに関する　取り組み事例　】

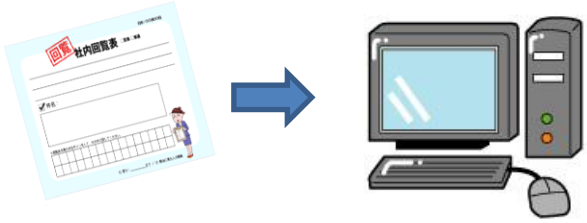

- ◆ LAN 回線の活用によるペーパーレス化
- ◆ 社内文書の回覧はメールで行う
- ◆ 2in１コピー、両面コピーの徹底
- ◆ 詰め替え商品の購入
- ◆ エコ箸の使用
- ◆ 簡易包装の推進、梱包材の減量
- ◆ マイバック持参の呼び掛け
- ◆ 生ごみの水抜き
- ◆ メーカーや卸売業者などに対し、梱包材や包装材の簡素化を依頼
- ◆ リースやレンタル用品の活用
- ◆ 賞味期限切れの商品発生を抑制する販売管理

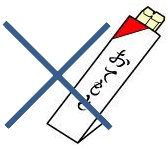

ご紹介　その１

食べ残しはもったいない！　30（さんまる）・10（いちまる）運動　で食品ロス削減を！

「食品ロス」とは、まだ食べられる状態にもかかわらず廃棄される食品のことです。日本の食品ロスは農林水産省（平成 27 年度推計）によりますと、年間 646 万ｔと推計されています。

市では、市民団体「ごみ減量・もったいないねット山形」と一緒に、「30･10 運動」に取り組んでおり、宴会編では料理を楽しみながら「食品ロス」削減を目指しています。　※家庭編もあり

【実践の手順】

① 食べきれる量を注文する

② 乾杯後の30分間は席を立たずに料理を楽しむ

③ お開き前の10分間は自分の席に戻って料理を楽しむ

＜　啓発用コースター（宴会編）＞

啓発用コースターを配布しておりますので、ご希望の方は、P17 の「ごみ減量推進課　減量推進係」へお問い合わせください。　幹事の皆様！この取り組みにご理解、ご協力をお願いします！

リユース

発生抑制に取り組んだ結果、不要となったものをごみとして廃棄する前に、再使用する方法を模索してください。一旦不要となったものでも、再使用することでごみの減量につながります。

【　リユースに関する　取り組み事例　】

- ◆ 段ボールの再利用
- ◆ 再利用によるごみの減量、テナントへの協力依頼
- ◆ 両面コピー、コピー用紙の裏面使用など、コピー用紙を再使用する
- ◆ 使用済み封筒を社内便などで再使用する
- ◆ ファイルやフォルダーは、繰り返し使用する
- ◆ トナーカートリッジなどは、メーカー回収により詰め替え可能なものを使用する
- ◆ 事業所で使わなくなったモノを、リサイクルショップに持ち込む

ご紹介　その2

「もったいないマップ」のご活用を　！

市民団体「ごみ減量・もったいないねット山形」では、3R からさらに踏み込んだ5R 活動の取り組みを推進しております。

家庭系ごみだけでなく、事業系ごみについても活用できますのでぜひご活用ください。

5R とは･･･

1　リデュース　（発生抑制）
2　リフューズ　（ごみを断る）
3　リユース　（繰り返し使う）
4　リペア　（物を修理する）
5　リサイクル　（再生利用）

取り組みの１つとして、リペアショップ（数理のできるお店）やリサイクルショップ（中古品の買取と販売）などの情報や地図を掲載した「もったないマップ」を作成しております。

事業所内で不用となったものを持ち込んでみてはいかがですか！

「もったいないマップ」ご希望の方は、P17 の「ごみ減量推進課減量推進係」へお問い合せください。

<パンフレット表紙>

リサイクル

発生抑制、再使用の結果、どうしてもごみとなってしまうものは、再資源化に取り組んでください。現在は廃棄しているものも、分別を徹底することや、新たなリサイクルルートを開拓することで、再資源化の可能性は広がってきます。

【　リサイクルに関する　取り組み事例　】

- ◆ 各部にごみの分別箱を設置
- ◆ 各教室単位での分別徹底
- ◆ 紙ごみ分別を徹底し、リサイクル率の向上に努める
- ◆ 食用油のリサイクル
- ◆ 発砲トレー、牛乳パックの店頭回収
- ◆ 飲食コーナーでの食品残さの肥料化
- ◆ ペットボトルキャップ回収
- ◆ リサイクル商品やグリーン商品など、環境に配慮した商品の販売、使用
- ◆ 生ごみを処理し、堆肥化して使用

ご紹介　その3

「お古紙ください協議会」による

シュレッダーごみのリサイクル

オフィスから出る資源である古紙を定期的に回収するシステムです。会員として登録するだけで、量の多少に関わらず、毎月無料で回収します。シュレッダーダストも可能です。

回収品目

上質コンピューター紙、上質コピー紙、新聞紙、ダンボール、紙パック、シュレッダー加工済みの紙、雑誌、雑がみ

連絡先

公益社団法人山形青年会議所内「お古紙ください協議会」事務局
電話 632-8665

分ければ資源

4　事業系廃棄物の処理方法

処理フロー

【ステップ1】　まずは、ごみの発生量をできるだけ少なくする　（リデュース）　7ページ

↓

【ステップ2】　不要となったものをごみとして廃棄する前に、再使用する　（リユース）　8ページ

↓

【ステップ3】　それでも不要なものは、リサイクルするための取り組みを　（リサイクル）　9ページ

リサイクルできる廃棄物

リサイクルできないごみは、適正処理を

事業系一般廃棄物　　**産業廃棄物**

自ら搬出
または一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬許可業者に委託
13、14ページ
（古紙類などは許可業者以外に委託可）

自ら搬出
または一般廃棄物収集運搬許可業者に委託 13、14ページ

自ら搬出
または産業廃棄物収集運搬許可業者に委託

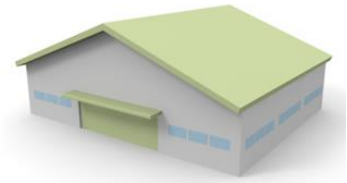

一般廃棄物処理施設
リサイクル施設等

資源物引取事業所　12ページ
立谷川リサイクルセンター
（ビン・カン類のみ）　13ページ
民間一般廃棄物処理施設
13ページ

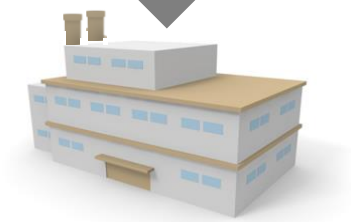

一般廃棄物処理施設

エネルギー回収施設
（立谷川・川口）

民間一般廃棄物処理施設
13ページ

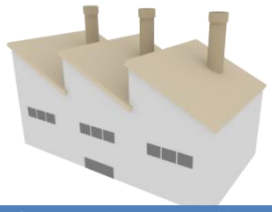

産業廃棄物処理施設

産業廃棄物の処理は、廃棄物の種類ごとに、山形県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託してください。委託する際には、収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面で委託契約する必要があります。
詳しくは、以下のサイトをご参照ください。

◆山形県廃棄物・リサイクル総合情報サイト
◆一般社団法人山形県産業廃棄物協会

リサイクルできる廃棄物の処理

リサイクルできる廃棄物の処理については、リサイクルできる品目をそれぞれ分別し、リサイクル事業者等に持ち込むか、収集を委託することになります。

※12 ページの資源物引取事業所、または、14 ページの一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者に相談ください。

古紙類

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみなどは、資源として再生することができます。
燃やせるごみではなく、古紙としてリサイクル可能です。

●リサイクルできる古紙類

◆新聞

◆雑誌

◆段ボール

◆紙パック

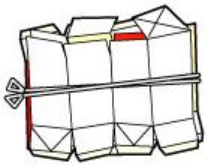

◆雑がみ（梱包箱、包装紙、封筒など）　※　下記の「リサイクルできない古紙類」は除く

●リサイクルできない古紙類（禁忌品）

	品　目
あ行	アイロンプリント用の紙（布にアイロンで絵柄を付ける原紙）
	圧着はがき（「ここからあけてください」と書いてあるはがき）
	油紙
	油とり紙
	油の付いた紙
	アルバム用紙
	アルミ箔がはり合わされた紙
	ウエットティッシュ
	裏カーボン紙
か行	カーボン紙
	香りの付いた紙（せっけんや線香の箱など）
	金具付きバインダー・カレンダー
	カップめんの容器
	壁紙
	紙コップ
	紙皿

	品　目
か行	感光紙
	感熱紙
	金が箔押しされた紙
	銀が箔押しされた紙
	銀紙（ガムやたばこの包み紙）
	合成紙
さ行	シール
	写真
	~~シュレッダーにかけた紙~~
	ステッカー
	洗剤が入っていた箱
た行	宅配便の伝票
	点字用紙
な行	捺染（なっせん）紙（アイロンプリントシート）
	においの付いた紙
	のりが全面に付いた紙（壁紙・ふすま紙）

	品　目
は行	ビニールコーティング用紙
	ファックス用紙（感熱紙）
	複合素材の紙
	プラスチックフィルムがはり合わされた紙
や行	ヨーグルト容器
	汚れた紙（クリームやケチャップ、油などが付いているもの）
ら行	レシート
	ろう紙
わ行	ワックス加工紙

リサイクルできない一般廃棄物へ

※シュレッダーにかけた紙は、業者により取り扱いが異なります。リサイクルとして取扱可能な業者に依頼しましょう。

布類

布類については、状態も良くそのまま着用できる物は、海外に輸出されたり、そのまま着用することが不可能なものや布類（カーテン、シーツなど）は、工業用ウエス（ぞうきん）、反毛原料（自動車内装材や建設断熱材）、再生綿（軍手など）に再加工されますので、リサイクルできます。

ビン・カン、ペットボトル

飲料容器は、再び飲料容器として生まれ変わるだけでなく、様々な形でリサイクルできます。

食品残渣

食品残渣（調理くず、食べ残し）は、堆肥の原料としてリサイクルできます。

廃食用油

使用済みの植物性食用油は、BDF（バイオディーゼル燃料）、石鹸の原料としてリサイクルできます。

廃プラスチック

廃プラスチックは、成型原料とするマテリアルリサイクルと、プラスチックを化学的に分解して再利用するケミカルリサイクル、熱エネルギーを取り出すサーマルリサイクルとしてリサイクルできます。

● **資源物引取事業所**

山形市では、平成20年に資源物引取事業者、市民団体、山形市の三者で「山形市における布類及び紙類の資源化促進に向けた取組みに関する協定」を締結しました。この協定に基づき、市民や事業所の方が布類・紙類を直接、資源物引取事業所に無料で搬入できるようになりました。　※持込の際は，事前に電話してください。

事業者名	事業所住所	電話番号	古紙類	布類	ﾋﾞﾝ･ｶﾝなど	受入曜日
㈱最上金属	大字十文字3452	686-3415			○	土（第2を除く）
㈲金子商事	立谷川3-2015-4	666-8710	○	○	○	月～土
㈲山形容器店	東篭野町39	681-1055	○		○	月～金
㈲志田商店	近田45	633-1580	○	○	○	月～日
奥山商店	落合町1083-2	641-6708	○		○	土
㈱山形故紙センター	平久保13	641-6431	○	○	○	月～日
㈲宮地商店	馬見ケ崎4-10-5	681-7669	○	○	○	月～土
㈲日清資源	大字漆山字二ツ段2131-1	687-1900	○	○	○	月～金
山形資源㈱ 北町営業所	北町4-4-5-46	681-1383	○	○	○	月～日
㈲林博商店	千代田4-1	643-6928	○	○	○	月～金
㈲斉藤商店	印役町2-2-35	622-6525	○	○	○	月～土
㈲武田吉六商店	和合町1-5-6	622-4015	○	○	○	月～日
岩村商店	双月町1-5-25	641-7969	○	○	○	土・日
㈲佐江田商店	城西町1-6-24	643-9008	○	○	○	月～金
延川商店	双葉町1-4-6	644-6807	○	○		日
山形資源㈱	蔵王松ケ丘2-2-23	689-0030	○	○	○	月～日
シマツ㈱	鉄砲町2-4-1	623-1348	○	○	○	月～金
㈲丹羽商店	柏倉字柳坂2824-9	644-3397	○	○		月～金
光山商事	飯塚町字下河原1796	645-6245	○	○	○	月～日

リサイクルできない事業系一般廃棄物の処理

リサイクルできない事業系一般廃棄物を処理するには、廃棄物を処理施設に搬入し、処分を委託する必要があります。その場合、「自己搬入（自ら排出したごみを一般廃棄物処理施設に搬入）」と「山形市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託する」の２つの方法があります。

自己搬入（事業者自らが処理施設に搬入）の場合

自ら排出した一般廃棄物については、自ら運搬し、一般廃棄物処理施設に搬入することができます。

１　エネルギー回収施設（立谷川・川口）（以下「指定処理施設」という。）に搬入する場合は、10kg までごとに 140 円（水銀含有ごみは1kg までごとに 250 円）のごみ処理手数料がかかります。
　もやせるごみを搬入する際は、山形市で指定する事業系ごみ袋を使用してください。

● **指定処理施設で受入できる事業系一般廃棄物と搬入先**

ごみの区分	搬入先	搬入日時
もやせるごみ 可燃性粗大ごみ	山形広域環境事務組合エネルギー回収施設（立谷川）　℡ 686-6025	月曜日～金曜日（祝日含む） 9:00～16:00 土曜日（祝日含む） 9:00～12:00
	山形広域環境事務組合エネルギー回収施設（川口）　℡ 672-2711	

２　民間の処理施設に自己搬入する場合は、処分業者と処分の委託契約をすることになります。

● **民間の一般廃棄物処理施設**

許可業者名	施設所在地	電話番号	取扱廃棄物	処分の種類
㈱キヨスミ産研	鋳物町３	646-7306	ごみ（特別管理一般廃棄物を含む）	焼却処分
㈱荒正	成沢西 1-10-6	695-3381	ごみ（生活雑排水を含む）	脱水処分・最終処分
㈱中央特殊興業	松栄 2-4-51	646-1313	ごみ（生活雑排水に限る）	脱水処分
㈱クリーンシステム	飯塚町字中河原 1629-5	644-2228	ごみ（木くず・コンクリート類・ガラス・陶磁器くず・紙くず・廃プラスチック類・金属くず）	破砕処分・減容固化処分
中央公害清掃㈱	鋳物町 1-4	647-3855	ごみ（紙くず・木くず・繊維くず・廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず）	最終処分
			ごみ（厨芥）	乾燥処分
㈱ジオテック	流通ｾﾝﾀｰ 2-11-3	664-0888	ごみ（木くず）	破砕処分
㈲岡崎清掃社	上町 3-8-62	643-9063	食品残渣，草及び剪定枝	堆肥化処分
テルス㈱	鋳物町１３－５	616-7120	プラスチック類	破砕処分・減容固化処分、造粒固化処分
㈱高良	高木８	647-5081	ごみ（小型廃家電・廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず）	破砕処分

※廃棄物の種類によっては、産業廃棄物に該当するものもあります。その場合、産業廃棄物処理業の許可内容によって廃棄物が異なる場合もありますので、各業者にお問合せください。

収集運搬許可業者に収集を委託する場合

自己搬入以外では、山形市で許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託することができます。許可業者以外には、委託することができません。

１　収集費用は、委託業者によって異なる場合があります。許可業者と収集時間、収集回数を打ち合わせのうえ、書面で契約するようにしましょう。

２　もやせるごみ、ビン・カンを業者に引き渡す際は、山形市で指定する事業系ごみ袋を使用してください。

３　指定処理施設以外で処分する場合は、処分業者との委託契約も必要です。

●一般廃棄物（ごみ）収集・運搬業許可業者

許可業者名	所在地	電話番号	取扱廃棄物
㈲安孫子清掃	大森783-4	686-5620	ごみ
アースリストア㈱	中野目838-1	682-9281	ごみ
㈱荒正	成沢西1-10-6	695-3381	ごみ
イーグル輸送㈱	流通センター1-12-1	625-0356	ごみ
㈱エヌイーエスコーポレーション	片谷地字下川原田959-1	688-7788	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
㈲岡崎清掃社	上町3-8-62	643-9063	ごみ
㈱霞城クリーン	城南町2-8-5	645-2356	ごみ
㈲金子商事	立谷川3-2015-4	666-8710	ごみ
㈲かの衛生興業	鈴川町4-5-38	623-8419	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
萱建設㈱	美畑町5-2	615 -7251	ごみ
㈲カワイ清掃	南館5-4-15	643-8070	ごみ
北関東通商㈱	東籠野町46-1	612-0545	ごみ
㈱キヨスミ産研	鋳物町3	646-7306	ごみ
㈱クリーンシステム	飯塚町字中河原1629-5	644-2228	ごみ
㈱こすもす清掃	富の中1-7-25	645-4363	ごみ
㈲小林商会	岩波字浅布1253	631-2888	ごみ
㈲こまくさ清掃	蔵王半郷字八森1105-1	688-5928	ごみ
㈲斉藤清掃	南松原2-11-12	688-3753	ごみ
坂本産廃㈱	門伝21	643-8918	ごみ
㈱サニタシステム	木の実町9-52-204	688-3513	ごみ
㈲サンスイ商会	山寺字中地蔵1973-1528	695-2161	ごみ
㈱ジオテック	流通センター2-11-3	664-0888	ごみ
㈱大光産業	東山形2-11-5	641-6454	ごみ
太平ビルサービス㈱	城南町1-1-1	647-0630	ごみ
㈱高良	高木8	647-5081	ごみ
㈱丹野	松見町12-3	641-1141	ごみ、浄化槽汚泥
タンノ清掃興業㈱	南栄町2-15-22	624-2028	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
中央公害清掃㈱	鋳物町1-4	647-3855	ごみ
㈱中央特殊興業	松栄2-4-51	646 -1313	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
㈲千代田産業	緑町4-26-27	674-0311	ごみ
㈱長陵	本町1-4-24	631-3770	ごみ
㈱テービーエス企画	上町3-8-128	608-6752	ごみ
天童環境㈱	花岡124	686-5339	ごみ
東京美装興業㈱	本町1-7-31	631-6251	ごみ
㈲東北環境総合サービス	中桜田字金谷943-1	634-5076	ごみ
東北クリーン開発㈱	久保田2-1-47	645-8399	ごみ
㈲ときわ清掃社	蔵王半郷302-4	688-3331	ごみ
㈱内外ビルクリーン	長町1-2-1	684-4615	ごみ
仲野衛生管工㈱	鈴川町3-20-12-21	622-8224	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
㈲南部衛生	春日町13-12	644-6492	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
㈲日清資源	漆山字二ツ段2131-1	687-1900	ごみ
㈲丹羽商店	南館4-1-27	644-3397	ごみ
㈱ネクスコ・メンテナンス東北	千石91	686-5684	ごみ（山形市内の高速道路から排出されたものに限る）
㈱ハナワ	花楯1-13-1	631-5947	ごみ
㈲べにばな清掃社	片谷地52	688-4970	ごみ
㈲細谷産廃	志戸田334-2	644-4826	ごみ
㈱ミツワ企業	黒沢401-2	688-3699	ごみ
㈱村山運送	立谷川3-895-11	686-5675	ごみ
㈱最上運輸	西村山郡河北町谷地字真木223-1	0237-73-4621	特定家庭用機器再商品化法対象物に限る
㈱モリヤ	印役町2-1-47	090-4046-7018	ごみ
㈱山形イーストリサイクルセンター	十文字字韮窪北3432-1	686-4307	ごみ
㈱山形環境エンジニアリング	寒河江市高田3-110-1	0237-86-4380	特定家庭用機器再商品化法対象物に限る
山形環境保全協同組合	十文字字韮窪北3432-1	686-5581	ごみ
㈲山形クリーン	松波1-17-21	624-2267	ごみ
山形資源㈱	蔵王松ヶ丘2-2-23	689-0030	ごみ
㈲山形東部清掃社	大字青柳74-1	687-3916	ごみ
㈱山形ビルサービス	志戸田550	644-0158	ごみ
佳田清掃㈱	あけぼの1-4-3	685-6368	ごみ

5　大規模事業所のみなさまへ

「事業系廃棄物管理責任者」の選任と「事業系廃棄物減量等計画書」の提出について

事業系廃棄物の減量・リサイクルを推進するため、山形市では一定規模以上の事業所を対象に「山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、「管理責任者」と「減量等計画書」の提出をお願いしています。

対象事業所

１　「大規模小売店舗立地法」に規定する小売店舗の所有者（売場面積 1,000 ㎡超）

※経過措置として、旧法（大店法）に規定する第一種大規模小売店舗（店舗面積 3,000 ㎡以上）、第二種大規模小売店舗（店舗面積 500 ㎡超 3,000 ㎡未満）の所有者は条例により対象事業者とみなすこととしています。

２　「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（ビル管理法）に規定する特定建築物の所有者（事業者）

（特定建築物：事業共有部分の床面積 3,000 ㎡以上の建築物。学校の用途に供される建築物では，8,000 ㎡以上の建築物）

事業系廃棄物管理責任者選任届出書の提出

事業系廃棄物の処理・維持管理について、職務権限のある方を事業系廃棄物管理責任者として事業所ごとに選任してください。

管理責任者を選任または変更した場合は、事業系廃棄物管理責任者選任届出書により届出をしてください。

管理責任者は、事業所内における廃棄物の排出量の把握、適正処理、減量及びリサイクルが行われるよう事業所内の管理・指導に努めてください。

事業系廃棄物減量等計画書の提出

事業系廃棄物減量等計画書は、毎年３月３１日以前の１年間における実績に基づき、４月１日以降の１年間における計画を作成し、その年の５月３１日までに提出してください。　※毎年、別途通知しております

※「事業系廃棄物管理責任者選任届出書」及び「事業系廃棄物減量等計画書」は、山形市のホームページ「なんたっすやまがた」からダウンロードすることができます。

トップページ ＞ 事業者の皆さんへ ＞事業規制・届出 ＞事業系ごみ ＞ 山形市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に係る届出

減量等計画書の記載例

様式第３０号（第４６条第１項関係）

事業系廃棄物減量等計画書

平成　○○　年　○月　○○日

（宛名）山形市長

建築物の名称：　紅花ビル　　建築物の所在地：山形市旅籠町２－３－２５

所有者等　住所　東京都新宿区花笠１－１－１
氏名　㈱東京不動産　山田　太郎
（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）　印
電話番号　０３－１２３－４５６７

作成者（廃棄物管理責任者）	
氏　名	川田　次郎　印
役職名	㈱東京不動産山形支店店長
電話番号	０２３－６２２－１０００

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第３９条の規定により，事業系廃棄物減量等に関する計画書を作成したので提出します。

１　建築物の概要

※① 建築物の属性	１　大規模小売店舗立地法　　２　建築物における衛生的環境の確保に関する法律 ３　多量排出事業者と市長が認定した事業者			
② 用　途（該当する番号に○印を付けてください）	１　自己事務所専用　　２　自己店舗専用 ③　自己事務所と貸事務所　　４　自己事務所と貸店舗 ５　自己店舗と貸事務所　　６　自己店舗と貸店舗 ７　貸事務所専用　　８　貸店舗専用	③ 延べ床面積（延べ店舗面積）	３１．５００ ㎡	
		④ 建築物内就業人員	１．３００ 人	
		⑤ 小売業は1日の来店客数，ホテル及び旅館は延宿泊数，学校は生徒・職員の総数	５００人 ※　通常時期の平均人数を記載ください	
⑥ 入居事業者名（貸事務所及び貸店舗がある場合に記入して下さい）	㈱山形食堂			
	㈱おしどり銀行山形支店			
	理髪店			
備考				

※　①は，選択記載する必要はありません。

２　実績及び計画

種類	年度区分	前年度（４月～３月）実績 A 発生量(t)	処理区分 B 再生利用量(t)	C 廃棄物処理量(t)	資源化率 B/A (%)	当年度（４月～３月）計画 発生量(t)	処理区分 E 再生利用量(t)	F 廃棄物処理量(t)	資源化率 E/D (%)	対前年度比 発生量 (D−A)(t)	再生利用量 (E−B)(t)	(F−C)(t)
一般廃棄物	新　聞	６．８	６．８	０．０	１００．０	６．５	６．５	０．０	１００．０	−０．３	−０．３	０．０
	ダンボール											
	雑　誌											
	ＯＡ用紙	（例）コンピューター関連用紙、コピー用紙、事務用紙　等										
	その他の紙	（例）シュレッダー紙、封筒、カタログ、パンフレット、ポスター　等										
	厨芥類（残渣、残飯等）	（例）食べ残し（飲食部門）、調理くず、売れ残った食品、事務所での茶がら　等										
	その他の燃やせるごみ	（例）カーボン紙、ティッシュ、紙クズ、食品の容器　等										
産業廃棄物	ビン類	０．３	０．０	０．３	０．０	０．２	０．０	０．２	０．０	−０．１	０．０	−０．１
	カン類											
	プラスチック類											
	その他（金属くず，ガラスくず等）											
合　計		７．１	６．８	０．３	９５．８	６．７	６．５	０．２	９７．０	−０．４	−０．３	−０．１

A−B

D−E

現在取り組んでいる減量等の具体的方法：	今後取り組もうとする減量等の具体的方法：
（例）両面コピー、ミスコピー用紙の裏面利用	（例）詰め替え商品の購入、LAN回線での回覧によるペーパーレス化

３　一般廃棄物収集運搬業者

名　称	電話番号	焼却等の処理をしているごみの種類
(有)山形産業	６００−１１１１	その他の可燃物

４　自己処理の状況（自己処理している場合のみ記載してください）

ごみの種類	処理方法
厨芥類	生ごみ処理機を利用して堆肥化

５　資源回収業者

名　称	電話番号	資源回収品目
㈱資源センター	６２１−００００	古紙類　ビン・カン

ごみに関する市のお問い合わせ先

お問い合わせの内容	お問い合わせ先
◆事業系一般廃棄物の分別、排出方法に関すること ◆一般廃棄物の収集運搬、処分業に関すること	山形市環境部廃棄物指導課　一般廃棄物係 TEL 641-1212（代表）
◆産業廃棄物全般に関すること	山形市環境部廃棄物指導課　産業廃棄物係 TEL 641-1212（代表）
◆ごみ減量、リサイクルに関すること	山形市環境部ごみ減量推進課　減量推進係 TEL 641-1212（代表）
◆一般廃棄物処理計画に関すること ◆「事業系廃棄物管理責任者選任届出書」及び「事業系廃棄物減量等計画書」に関すること	山形市環境部ごみ減量推進課　計画係 TEL 641-1212（代表）

（お問い合わせの際は、上記の課・係名をお伝えください）

事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの手引き

山形市環境部ごみ減量推進課
〒990-8540　山形市旅篭町二丁目３番25号
Tel　023-641-1212(代表)
Fax　023-624-9928
e-mail　gomigen@city.yamagata-yamagata.lg.jp
平成31年（2019年）4月発行